

令和元年度事業計画

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

基本方針

青森県においては、総人口及び生産年齢人口の急速な減少に伴い、少子高齢化が一段と加速しており、働く意欲のある高齢者が活躍し続けることができる「生涯現役社会」の実現がますます重要となっている。

また、県内の景気は緩やかな回復基調にあり、高水準の有効求人倍率が長期間継続する中、人手不足分野や現役世代を支える分野で担い手が不足しており、高齢者の就業促進が喫緊の課題となっている。

しかしながら、就業ニーズの多様化に伴い、経済的理由等から必ずしも働くことに意欲的でない高齢者や、未だ高齢者の活用に慎重な企業も散見されている。

このような社会情勢の変化を踏まえ、公益社団法人青森県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という。）は、国、青森県及び関係機関の指導・助言の下、県内のシルバー人材センター（以下「センター」という。）と連携し、シルバー人材センター事業（以下「シルバー事業」という。）の発展のため、高齢者活躍人材確保育成事業及び高齢者スキルアップ・就職促進事業（共に青森労働局委託事業）の効果的な実施により、第2次会員100万人計画（平成31年度目標7,372人）の達成を目指すと共に、適正就業ガイドラインに沿った業務運営を推進しながら、「会員の拡大」及び「就業機会の拡大」に取り組み、センター活動の促進を図ることとする。

事業実施計画

I シルバー人材センター事業

1 受託調整

青森県内の高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与するため、センター未設置町村を含めて県内全域でシルバー事業を展開し、高齢者が県内いずれの地域でも自らの能力や希望に応じた就業機会を享受できるよう、就業分野の開拓・拡大に係る指導・助言、情報提供を行う。

また、県内におけるセンター未設置地域の解消、広域的な仕事の需給調整及び就業開拓等を行う。

具体的内容は次のとおりである。

- (1) 県内各センターと連携の下、「会員の拡大」及び「就業機会の拡大」のための企画、情報提供等
- (2) センター未設置地域の設置促進及び広域的な仕事の需給調整
- (3) 「シルバーしごとネット」等を活用した発注者とセンター間との需給調整

2 有料の職業紹介

臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する県内の高齢者を対象に、実施事業所を通じて有料の職業紹介による就業機会の提供を行うとともに、求人事業所や求職者の広域調整、県内全域の有料職業紹介事業に係る統括管理を行い、法令を遵守した適正な有料職業紹介事業を行う。

また、地域社会のニーズに沿った業務運営に資するため、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第39条に係る業務拡大を推進する。

3 労働者派遣

労働者派遣事業の実施事業所を通じてセンターの会員を対象に労働者派遣による就業機会の提供を行うとともに、県内全域の労働者派遣事業に係る統括管理を行い、法令を遵守した適正な労働者派遣事業を行う。

また、地域社会のニーズに沿った業務運営に資するため、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第39条に係る業務拡大を推進する。

4 普及啓発

県内全域で効果的かつ効率的な普及啓発活動を推進するため、普及啓発に係る指導・助言、情報提供を行うとともに、県民、官公庁、事業所への普及啓発、高齢者に対する意識啓発を行う。

具体的内容は次のとおりである。

- (1) 「会員の拡大」及び「就業機会の拡大」のための啓発・広報活動（リーフレット、ホームページ等）
- (2) 普及啓発月間（10月）の第3水曜日（10月16日）を「シルバーの日」と定め、県内一斉ボランティア活動等の実施
- (3) センター未設置町村等への月刊誌の配布

5 安全・適正就業の推進

県内全域で事故のない安全な就業及び法令遵守の適正な就業を徹底し、地域からの信頼を高めるため、安全・適正就業の推進に係る指導・助言・研修、情報提供を行うとともに、センター会員の安全意識の高揚を図る。

具体的内容は次のとおりである。

- (1) 安全・適正就業対策推進委員会の開催
- (2) 安全・適正就業推進強化月間の設定（7月）
- (3) 安全・適正就業パトロールの実施
- (4) 安全・適正就業に係る研修会等の開催
- (5) 適正就業ガイドラインに沿った事業運営の推進
- (6) 事故状況の収集とその分析、再発防止のフォローアップ、安全・適正就業に係る情報提供等

6 その他事業を発展・拡充するための指導・助言、情報提供等

地域社会のニーズや制度改正等に的確かつ円滑に対応することができるよう、専門的又は実践的な指導・助言、情報提供を行うとともに、知識・企画力の向上を図るための研修等を行う。

具体的内容は次のとおりである。

- (1) 事業を円滑に推進するための全国・県内の情報提供及び協議等に係る事務局長会議の開催
- (2) 事業推進に係る専門的知識の向上等を図るための研修会の開催
- (3) 法令遵守の業務運営、会計・事務処理、適正な公益法人運営等に係る個別訪問指導等の実施

II 高齢者活躍人材確保育成事業

労働力人口の減少等により、人手不足分野や現役世代を支える分野での担い手不足が問題となる中、当該分野で高年齢者の就業を推進することは喫緊の課題となっている。

しかしながら、高年齢者の中には必ずしも働くことに意欲的でない者も多くみられ、また、地域の企業の中には、未だ高年齢者の活用に積極的でない企業もみられる。

こうした高年齢者や企業に対し、センターを積極的に周知・広報するとともに、就業体験を通じて高年齢者及び企業双方のシルバー事業に対する理解を深めること、及び高年齢者がシルバー事業に興味と自信を持って就業できるよう技能講習を実施し、センターの「会員の拡大」及び「就業機会の拡大」につなげ地域の高年齢者の就業促進を図る。

- (1) シルバー事業に関する周知・広報
- (2) 就業体験の実施
- (3) 技能講習の実施

III 高齢者スキルアップ・就職促進事業

高年齢者が増加する中、働く意欲のある高年齢者が、年齢に関わりなく生涯現役で働くことができるよう、企業等の高年齢者雇用に対する理解を深めるとともに、高年齢者に未経験分野等で働く能力等を習得させる技能講習等を実施し、公共職業安定所等関係機関の協力を得ながら高年齢者の再就職等の促進を図る。

- (1) 高年齢者への周知等
- (2) 職場見学等の実施
- (3) 技能講習の実施

IV 法人管理事業

1 会員の状況

会員の種別	会 員 数	備 考
正 会 員	23 団体	国庫補助対象13団体、国庫補助対象外10団体
一 般 会 員	11 人	五戸町9人、南部町1人、階上町1人
賛 助 会 員	50 団体	市町村30団体、その他20団体

2 諸会議の開催

当連合会の維持運営及び事業運営の執行に関して必要な会議を次のとおり開催する。

- (1) 定時総会（6月）
- (2) 理事会（6月・12月・3月）